**令和元年度　第１回　岩国市環境審議会の結果について**

1. **会議名**

令和元年度第1回岩国市環境審議会

**2　開催日時**

　 令和元年11月５日（火）午後2時00分から午後2時45分

**3　開催場所**

　 岩国市民文化会館1階　第3研修室

**４　出席した者の氏名**

　（委員）

　　藤野完二（会長）、嶋田陽生（副会長）、

河本智勇、竹下直彦、木村圭一、白木吉子、松本哲郎、森川裕子、村元雅晴

（事務局、担当部署等）

環境部長：藤村篤士、環境保全課　課長：中原剛、環境対策班長：青木肇、

環境対策班：村繁利行、山本剛史、松村和美

（関連部署）

焼却施設建設事務所　所長：槙本新次郎、環境施設課　課長：穴水辰雄、

下水道課　課長：蔵田敦、環境事業課　課長：古本健二郎、

都市排水施設課　課長：片野光一

**５**　**議題**

１　「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について

**６　公開・非公開の別**

公開

**７　傍聴人数**

0人

**８　会議内容概要**

　《審議等事項》

（1）「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について

（会長）

それではこれから会議を始めたいと思います。本日は現時点で12名の委員のうち８名の方にご出席いただいております。これは岩国市環境審議会条例第6条第2項の規定にあります、過半数の7名以上の出席になっております。従って本日の会議が成立していることを報告いたします。なお、竹下委員は所用がありまして少し遅れて来るとのことで、会議の途中からの参加となります。ご了承ください。

次に、会議録の署名委員として、村元委員さん、それから森川委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは“「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について”諮問を受けることといたします。

～諮問書の手交～

（環境部長）

「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

１　諮問事項

「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について

２　諮問の趣旨

　　悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法では、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を指定することとされております。

　　地域の指定は、原則として都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の定められている地域に基づいて行っており、今回の諮問は、令和元年9月13日に行われた用途地域の変更を受けて、地域の指定を変更しようとするものでございます。

　つきましては、変更が周辺環境等を考慮した適切な地域指定となっているか、御意見をいただきたく、諮問いたします。よろしくお願いいたします。

（会長）

いま竹下委員もご出席されましたので、本日の出席予定者はこれで全員そろったこととなります。

諮問をお受けしましたので、これから審議に入りたいと思いますが、内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

～担当課より議事について説明～

－質疑応答－

（会長）

それでは審議に入りたいと思います。聞き慣れない言葉と見慣れない図面だったので、皆さん混乱があると思いますけれども、遠慮なくご質問していただければと思います。

それでは審議に入りますので、どうぞご質問、ご意見ありましたらお聞かせください。

（委員）

それぞれの場所に地権者はいらっしゃらないのですか。

（担当課）

それぞれ地権者はいらっしゃいます。

（委員）

確認しておられるのですか。

（担当課）

その辺なんですが、都市計画の手続きの中で、実際には地元から要望が上がってくることが多く、今回もそのケースでございます。

（委員）

地権者がいらっしゃるのであれば、そういった地域になったら固定資産税が上がるのではないですか。

（担当課）

固定資産税等税金関係は上がります。例えば平田五丁目の今回住宅団地の用途地域変更になっている所で都市計画税等が上がるということもございますので、それについては住んでいる住宅の方に郵送でお知らせしていると都市計画課から聞いています。

（委員）

それによって個人の財産価値が上がるか下がるかの問題がかかっています。それはどのように考えているのですか。個人の財産の上がり下がりについての問題があるので、要望があって上がるのか、それとも県と市が見直してみながらやっていくのか。

（担当課）

都市計画の変更は主に要望があって用途地域を見直します。ただ要望があってもすぐに見直すのではなく、ある程度岩国市全体の都市計画の方針がありますし、色々な関係する法律もありますから、そういったものに整合するかどうかはチェックして都市計画の変更の手続きが行われる、と都市計画課から聞いております。また、今回の平田五丁目については予め団地が整備される前に地区計画ということで都市計画提案されて、開発事業者が住宅団地を整備していく中では、固定資産税もそうかもしれませんが、将来用途地域が変更することを事前に説明していると聞いております。

（委員）

関戸の方も希望があったのですか。この黄色い所（資料３の地域変更案）は何も無いですが。

（担当課）

地元から希望が出たと聞いています。

（委員）

保津は、旭化成のグラウンドの上の所ですか。

（担当課）

道路があって、下り坂になっている法面の部分ですね。

（委員）

あの横に墓地があるのでは。

（担当課）

今回の地域からは墓は外れています。離れた場所にあるので。

今回薄く色が入っている所の少し山側の方の一番奥の方に昔ながらの共同墓地がありまして、その少し手前が宗教法人の墓地がございます。今回の騒音・振動・悪臭の中で薄い黄色と緑に塗られている部分の一番左上の方になるのですけれども、そこの山側の方に道が通っているのですが、道の左側、国道188号線の所から入ってどんどん道が狭くなる中の一番端の方が墓地になります。昭和40年くらいに開発したと伺っています。道の右手側から左手側に細い道を入っていくと、その道の左側は住宅街、右側は山になっていまして、その中の一部が宗教法人の墓地や昔ながらの共同墓地になっています。

（委員）

この写真（資料３の現地航空写真）は、新しいですか。

（担当課）

これは少し古いですね。最新ではないです。

（会長）

私から質問ですが、関戸と平田については、指定後が第一種か第二種の住宅専用地域なのでそうした懸案は無いと思いますが、保津の場合、無指定になりますよね。そうすると、先ほどの説明の中にもありましたように、地域には、関戸も平田も保津も今までに騒音発生源、悪臭発生源は無い。ところが保津の場合、無指定になりますよね。その場合、無指定の所から騒音発生源、悪臭発生源の懸念が出てくることは無いのですか。

（担当課）

今回無指定になりましたので、そこが悪臭発生源等に将来なるかどうかということですが、ここの地域はいわゆる「市街化調整区域」ということで、簡単に開発や工場を建てられない地域に都市計画法上なりますので、将来的にも開発などの見込みが無いということで、隣の市街化調整区域とのバランスを考えて外してもいいのではないかと考えました。

（会長）

わかりました。

（委員）

周知はホームページで行われるとのことで、先ほども委員からもお話がありましたが、変更して用途指定が変わって固定資産税の関係もあるので、文書だけでいいのか。平田五丁目では団地全体に説明などを都市計画でされているのか。説明などをされていなくて改革をしようとすると住民が反対して出来なかったといったこともあるので、その辺は大丈夫ですか。

（担当課）

固定資産税や都市計画税など、税金の関係は都市計画課と課税課が共同で文書を出されて周知したということです。入っている住人も、最初ここは特別な地区計画ということで、将来用途地域に指定されることを前提に入っていらっしゃる。住宅団地の開発事業者さんに、事前にそう説明を受けて入っていらっしゃる、ということです。

今回は団地開発ですが、予め住んでいる方がいらっしゃったり、事業者さんがいらっしゃったりしたらその辺の事前の周知はある程度必要になってくるかとは思います。

（委員）

わかりました。

（会長）

地図で見る限りそういう懸念はなさそうですが、この前、長崎市青山町で発生しました、後から地主が変わって通行制限をかけて、そこを通るだけで通行料1万円を課す、という話がありました。見る限りはなさそうですが、そういう懸念は無いと考えてよろしいですか。

（担当課）

それぞれの地域で市道などは整備されていますし、私有地を入っていく懸念は無いと思います。

（会長）

多分そうではないかとは思うのですが、平田は図面の中に道路が走っていますから、そうすると住宅地として他人に売買される。先ほど説明で私有地ということがありましたけど、その場合にここの通行で自分の私有地だから金を出せ、という人が出てきて、この地域の人が困るということが起きないかな、ということで。

（委員）

地主が変わったら、もともと自分の土地を他人に通らせて、10年以上たったら法律上は止められない、ということになっています。以前改正をしても一緒だった。10年以上放置して、地主として使用させておいて。地主が変わった場合の話なので。会長が言われるように、長崎のときは地主が変わった。実際問題止められない。10年以上大っぴらに通らせておいて、今になって通さないという訳にはいかない。地主が変わったらそういう状態が起きるかということです。そういう法律的なものは、そこまで私はわかりませんが。

（担当課）

そのあたりは民事の話になるとは思います。先ほどの周知が大事という話がありましたが、今回の所に限ってはどちらかというと大きな面的な指定はほぼ確定していて、その調整のような部分という、３地区とも端の方の法面であったり、面的に何か物が建ちますよ、という部分の面としての変更や指定という形ではなくて、面の部分は既に確定していて、その端の調整のような形の部分ばかりという風に考えています。

（会長）

他にご意見ございませんか。

　無いようでしたら、答申書の検討に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

　それでは続きまして、答申書の検討に入りたいと思います。

本日の内容事項におきまして、悪臭防止法規制地域及び騒音・振動規制法指定地域の答申書について、提案をさせていただこうと思います。答申書をお配りいたします。

～答申案配布・読み上げ～

　（案）

　令和元年11月　　日

岩国市長　福田　良彦　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩国市環境審議会

会長　藤　野　完　二

「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について（答申）

令和元年11月5日付で諮問のありました「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について、当審議会で慎重に審議をした結果、周辺環境を考慮した適切な地域指定となっており問題ないとの結論に達しましたので、答申します。

こういう案で考えていますが、いかがでしょうか。

（委員一同）

異議なし

（会長）

それではこれで答申をいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお後日、何かご意見ございましたら、事務局にご提出いただければ慎重に検討させていただきます。

他にご意見はございませんでしたら、本日の会議をこれで終了したいと思います。